

# 第47回 大阪はぐるま研究集会

主催 大阪はぐるま研究会

子どもの心を育む教育と授業づくりをめざして

1. 期日 2023年 7月 29日 (土)

2. 会場 金光教 玉水記念館

最寄り駅：地下鉄四ツ橋線「肥後橋」 8番出口 西へ1分

3. 日程

9:00	9:30	12:20	13:30	16:10
受付	【午前の部】 (詩の朗読・授業報告・模擬授業)	昼食 休憩	【午後の部】 (作品研究・記念講演)	

**午前の部** (9:30～12:20)

1. 開会あいさつ
2. 詩の朗読
3. 実践報告  
『ちいちゃんのかげおくり』
4. 模擬授業  
『ごんぎつね』

**午後の部** (13:30～16:10)

1. 作品研究  
『やまなし』
2. 記念講演



山本健慈さん プロフィール

**生きる力とは**  
～大切にしてきたこと、大切にしたいこと～

和歌山大学名誉教授 (元学長) 山本 健慈 さん  
熊取アトム保育園元園長 市原 亨子 さん

1948年山口県に生まれる。和歌山大学長や国立大学協会専務理事を務め現在学校法人大阪観光大学 (大阪府熊取町) の理事長。熊取町の無認可保育所の法人化や図書館の設立・運営にも関わってきた。

[ ]は担当サークル

	<p>人間っていいなあ… 生きていくっていいなあ…と、ふと、立ちどまって思える詩を何編か、朗読で紹介します。</p> <p style="text-align: right;">[和泉どの子ども伸びる研究会]</p>
<b>授業報告</b>	<p><b>【ちいちゃんのかげおくり】</b> (あまん きみこ 作) (光村図書3年)</p> <p>ロシアによるウクライナへの侵略を機に日本では、軍拡が推し進められようとしています。こんな時代だからこそ、どこにでもいる小さな女の子「ちいちゃん」が、戦争によって幸せな暮らしを奪い取られていく悲しさと悔しさを学級のみんなでじっくりと読み取りたいと思い、取り組んだ実践報告です。</p> <p style="text-align: right;">[北摂はぐるま研究会]</p>
<b>模擬授業</b>	<p><b>【ごんぎつね】</b> (新美 南吉 作) (教育出版4年・東京書籍4年・光村図書・学校図書4年・三省堂4年)</p> <p>まとめ読みをします。主題のひとりぼっちのさびしさに耐えかねて、いたずらせずにはいられなかったごんの、ひとりぼっちの兵十に対するひたむきなやさしさと、そのやさしさが打ち殺されなければ通じなかった誤解のおそろしさ・かなしさを読みあいたいです。</p> <p style="text-align: right;">[泉南はぐるま研究会]</p>
<b>作品研究</b>	<p><b>【やまなし】</b> (宮沢 賢治 作) (光村図書6年)</p> <p>「やまなし」は、谷川の底でのかにの兄弟親子のやりとりが語られます。五月と十二月、それぞれの世界の読み取りや、二枚の青い幻灯の対比などを通して、宮沢賢治の世界に浸れる時間にしたいです。そして教材研究を通して、授業では何を大切に読み合うかも考えて生きたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">[羽曳野はぐるま研究会]</p>

## 地域サークル

北摂はぐるま研究会

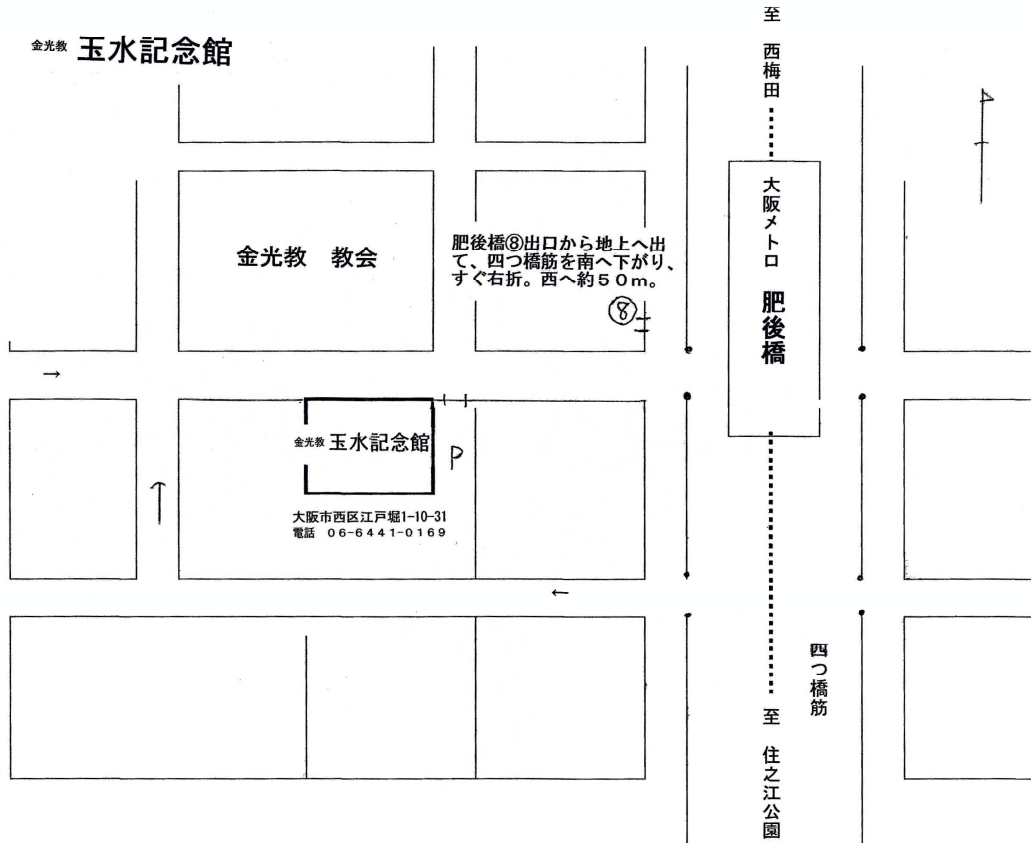
羽曳野はぐるま研究会

和泉どの子ども伸びるサークル

泉南はぐるま研究会

人権と社会科研究サークル

[地図]



# 参加申込みについて

1. 参加費 2000円(学生は1000円)
2. 申込み 当日参加の方、本部受付でお願い致します。  
なお、従来通りハガキ・Fax・E-mail・電話等での参加申し込みも受け付けます。その場合も本部で受付をお願い致します。

事前申し込みの際は、①～③の明記を

- ①氏名
- ②郵便番号、自宅住所・電話番号
- ③勤務先

締め切り 7月24日(月)

3. 申込み・問い合わせ先  
〒 590-0423 泉南郡熊取町自由が丘2-15-13 辻 まち子  
E-Mail machiko-tsuji☆ares.eonet.ne.jp ☆は @ に替えて  
Tel&Fax 072-453-5214

4. 緊急事態宣言の場合は、中止とさせていただきます。

5. 昼食は各自ご持参ください。

----- ◇ -----  
☆授業報告・模擬授業・作品研究

参加者全員で話し合い、考え合い、学び合い、その教材について読みを深めていく集団研究の場です。担当サークル・担当者が話題・問題提供いたします。

日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「教え子を戦場に送らない」この思いつよくつよく、わたしたちは平和憲法を守ります。

大阪はぐるま研究会